

かすみがうら市国民保護計画の改定案の主な内容

平成30年3月16日 かすみがうら市国民保護会議
数字は新旧対照表ページ、()内は国民保護計画新ページ

1. 共通事項

○市組織改編による部名・業務の変更

4 (12~13)、5 (13)、12 (36)、13 (37)、14 (37~38)

2. Jアラート、Lアラート等関係

武力攻撃事態等への対処として、警報の伝達手段として、Jアラート、Lアラート等を使用することとしたこと。

6 (21)、16 (45~46)、21 (52~53)

3. 安否情報システム関係

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法等として、安否情報システムを使用することとしたこと。

7 (21~22)、23 (57)

4. 避難行動要支援者関係

災害対策基本法の改正に伴う変更で、「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」としたもの。

9 (26~27)、16 (45~46)、18 (47~48)、19 (50~51)

5. 武力攻撃原子力災害関係

武力攻撃原子力災害時の放射性物質の放出の公表やモニタリングの実施、住民の避難誘導等について定めたもの。

24 (65~66)、25 (66~67)

6. その他の改正

「国民の保護に関する基本方針」の変更（平成29年12月19日）に伴う変更